

自治研究

かながわ

1981

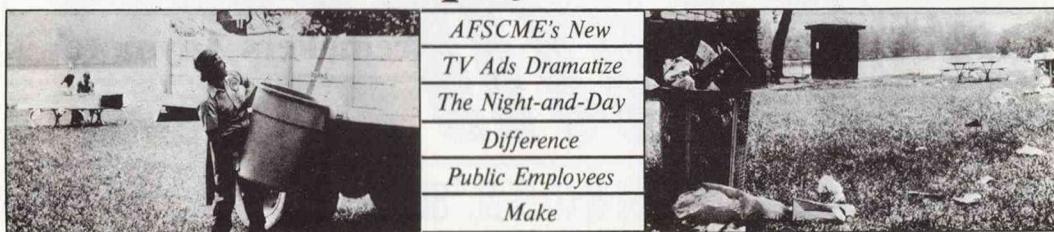
3

No. 40 特集 “納税者の反乱”80年全米でのうごき(その1)



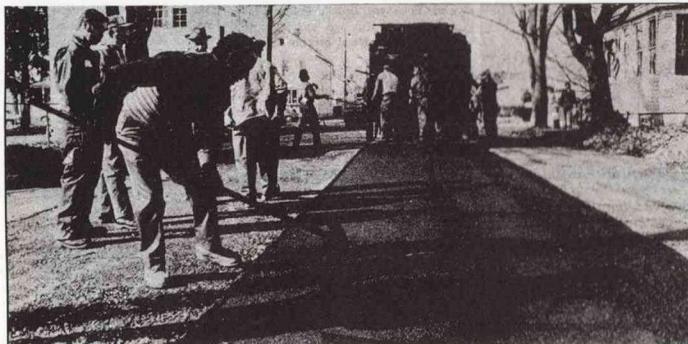
神奈川県地方自治研究センター

Life With Public Employees ... and Life Without



「AFSCMEのTV用宣伝、公務員労働者により日夜公共サービスが維持されていることを強調」

(AFSCME機関紙より)



「道路補修に働く
AFSCME組合員」
(AFSCME機関紙より)

もくじ ◆◆ CONTENTS

アメリカ通信 No.2

“納税者の反乱”80年全米でのうごき（その1）

—提案の否決と可決、その影響—

はじめに 3

I 1980年の“納税者の反乱”的主なうごき

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. セイコ市財産制限条例を廃止 | 4 |
| 2. 提案9号の敗北—カリフォルニア州 | 4 |
| 3. 1981年11月4日—米大統領選挙と同時に | 5 |
| 4. 提案2½号の成立—マサチューセッツ州 | 5 |

II 提案9号（ジャービスⅡ）の敗北

～カリフォルニア公務員労働者の勝利～

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 1980年6月3日—大統領予備選挙 | 7 |
| 2. 提案9号の不人気—ジャービスへの疑問 | 8 |
| 3. 提案9号への批判—異なる財政見込の見解 | 9 |
| 4. 公務員労働運動の歴史的な勝利 | 11 |
| 5. 提案11号—公共輸送機関の建設を | 12 |
| 6. 提案9号後の地方自治体の動向 | 12 |
| 7. 紳士の反乱の今後の方向 | 13 |

＜資料＞「これはまぐれ当たりではない」

ロサンゼルス・タイムズ社説

15

県内自治体の昭和56年度予算の主な内訳

（一般会計分）

16

〔解説〕昭和56年度の県内自治体予算の特徴

19

編集後記

19

自治研究かながわ 1981 No.40



神奈川県地方自治研究センター

“納税者の反乱”80年全米でのうごき(そのⅠ) —提案の否決と可決、その影響—

インディアナ大学大学院在学
佐藤孝治
(県自治研センター会員)

はじめに

1978年6月6日、アメリカ・カリフォルニア州の提案13号(Proposition 13)が住民投票により可決されたが、これは“納税者の反乱”とよばれ、その衝撃的ニュースは全米はおろか世界中に伝えられた。この内容は財産税を大幅に削減することなどを主な内容としているが、白人中産階級に支持されながら、企業に最大の利益を与えることになったのである。

“納税者の反乱”は全米各州に飛火していったが、大幅な減税は州財政を圧迫し、職員の解雇、福祉サービスの切捨て、教育・警察・消防への影響を直接的にもたらすことになった。詳細は拙論「提案13号(納税者の反乱)の影響と現状」(神奈川県地方自治研究センター発刊・自治研かながわ月報1980年4・5月号掲載)でみてきたところである。

その後の1年間は、全米各地で大きな動きがみられた。メイン州セイコ市の倒産(80年1月)にはじまり、米大統領選挙と同時に行われた10州での住民投票におよんでいる。

当初小論では、メイン州セイコ市の“提案13号”型条例を同じ住民投票による撤廃するというドラマチックな“納税者の反乱への反乱”に焦点をあてて書くつもりで準備してきた。ところが準備段階で

カリフォルニアの提案9号敗北の意義の重要性、公務員労働者の勝利といった日本のマスコミがほとんど伝えていない評価が明らかになつたので、改めてインディアナ大学図書館のマイクロフィルムでロサンゼルス・タイムズを丹念に調査し必要な資料を収集しなおした。

そして今回のテーマをカリフォルニア労働運動の勝利と、なぜジャービスは敗北したのかにしばり書き始めたが、11月の大統領選挙と同時に行われたマサチューセッツの提案2½号の可決による影響が明らかになり始めたので、その点も追加して今回のレポートに加えることにした。

以下Ⅰ章では80年のうごきを概観しながら、Ⅱ章では提案9号(ジャービスⅡ)の敗北とカリフォルニア公務員労働者の権利、Ⅲ章では80年11月3日の住民投票によるマサチューセッツ版納税者の反乱=提案2½号下でのカオスを報告したいと思う。

《小論の主な構成》

- 第Ⅰ章 1980年の“納税者の反乱”的なうごき
—セイコ市から大統領選挙まで
- 第Ⅱ章 提案9号(ジャービスⅡ)の敗北
—カリフォルニア公務員労働者の勝利
- 第Ⅲ章 提案2½号下のカオス
—マサチューセッツ版納税者の反乱
あとがき

I 1980年の“納税者の反乱”の主なうごき

1. セイコ市 財産制限条例を廃止

1980年4月30日メイン州セイコ市は、提案13号型財産税制限条例を住民投票により54%対46%の票差で廃止することを決定した。

セイコ市は79年1月に提案13号フィーバーに乗って財産税制限条例を住民投票で可決したが、1年後の80年1月には約210万ドルの赤字を出し、市有財産凍結、実質的な破産状態になった。公共サービスは警察力まで含めて徹底的に削減され、重大な影響が13,500人の市民が住む東部海岸の小都市には生れた。

80年4月29日、30日の2日間、NBCの全国テレビニュースはセイコ市の公共サービスの削減の実態や住民投票によるセイコ型提案13号の撤廃を詳しくインタビューをはじめて報道した。公共事業や教育予算だけでなく、清掃や警察、消防といった自治体の基本的業務まで削減され、市民は深刻な影響下におかれた。セイコ市の市民は16ヶ月前には自分たち自身で決定した財産税削減条例を、今度は自分たちの手で廃止することを決定せざるを得なかったのである。

セイコ市の“提案13号”的もとで、公務員労働者は自分たちが攻撃のはこ先であると鋭敏に感じた。AFSCME（アメリカ自治労）②-(1)のメンバーであり、セイコ市の警察局で配車係をしていたある職員は、「我々は解雇されるか、または欠員不補充と資材不足の中でがまんせざるを得なかった」と語ったが、その彼は80年の3月には解雇された。^① AFSCME第481地方支部委員長アーネスト・マーテルはこのような状況下における職員の勤労意欲の低下をも報告している。

市警察官の半数が一時解雇され、住宅地からパトロールの警察官は去ってしまい、ある警察官は

配車係にならざるを得なかった。犯罪発生率は上昇したが、治安維持のための警察官を探すのに苦労するありさまだった。しかし、この市警察のサービス削減は他局のサービス削減よりはまだましの状態にあった。財産税制限条例廃止前の数ヶ月間、市当局はゴミ収集すらできず、救急車を動かすこともできなかった。公共事業局では半数の経験ある職員たちが解雇された。しかも残った職員のためには道路維持のための資材はすでに何も残っていなかった。

このような状況下で、セイコ市民は財産税制限条例を撤廃したが、AFSCMEの予測によれば、これまでに失われた財源を回復するまでには長期間かかるだろうし、資金運用はまだ今後の問題である。しかし、もっとも深刻である市民生活への影響が“提案13号”型条例成立前の状態に戻るまでにはさらに長期間かかるであろうと見られている。つまり公共サービスを削減するのは簡単であるが、それを回復し整備するには莫大な金と長期間が必要であるということである。

②-(1) American Federation of State, County and Municipal Employees • 略称 AFSCM
アフスマ（全米州郡市町職員組合連合会・俗称アメリカ自治労）

2. 提案9号の敗北 — カリフォルニア州

1980年6月3日、カリフォルニア州のハワード・ジャービスによる州個人所得税の50%削減を目的とした住民発議“提案9号”は住民投票で約2対1の大差により否決された。78年の提案13号の場合と違って州民が反対した理由は、提案9号

が成立すれば、州財政は危機に陥り、提案13号の影響下ですでに悪化している教育や福祉といった公共サービスがさらに削減されることが明らかになつたこと、またこの所得税減税の利益の大半が高額所得者に還元されるという不公平な税改革であり、中間層・貧困層には何の恩恵もないことが明らかになつたからである。

ハワード・ジャービスの提案9号に対して早くからAFSCMEやカリフォルニア州教員組合といった組織労働者を中心とした“提案9号反対委員会”が組織され、提案13号下の実態、提案9号の税制改悪案の事実などがねばり強く州民にキャンペーンされた。その結果として、提案9号は大差で敗北したが、この提案9号反対委員会の勝利は、ロサンゼルス・タイムズによれば、「カリフォルニア労働運動史上の画期的勝利」と分析されている。実際に公務員労働者はその先頭に立ち、公務員労働組合は闘争資金を反対キャンペーンに投じし常に運動をリードした。

詳細は次章でくわしくみてみたい。

3. 1980年11月4日 —米大統領選挙と同時に

1980年11月4日の大統領選挙と同時に約10州で、78年のカリフォルニアにおける財産税を大幅に削減した提案13号型の住民発議(Initiative)が住民投票にかけられた。その結果は、東部海岸のマサチューセッツと南部のアーカンソーの2州で住民に圧倒的に支持された以外は、いずれも投票で否決された。カリフォルニアの提案13号型の“納税者の反乱”は大半の州で住民から背を向かれたわけである(否決—モンタナ、アイオワ、サウスダコタ、ユタ、アリゾナ、オレゴン、ネブラスカ、ネバダ、ミシガン)。

提案13号の減税提案、それに引き続く減税後の大規模な公共サービスの削減、公務員労働者の解雇の実態は、各州においてAFSCME(アフスマ=アメリカ自治労)の公務員労働者を中心として住民に訴えられ、事実関係が公共の場で明らかにされた。

カリフォルニアの提案13号成立後の公共サービスの削減とメイン州セイコ市の財政破産(80年1月)はニュースメディアによってもとりあげられた。ミシガンという中西部の大工業型の州における大幅減税のための住民発議は、州政府および地方自治体の財政的基盤を根底から搖がし、公共サービスを徹底的に削減する可能性を持っていたが、公務員労働者の“提案13号の実態”を訴える果断なキャンペーンによって消え去った。しかし、納税者の反乱が成功したマサチューセッツとアーカンソーの2州では、住民発議に基づく減税提案の成立によって、ともかく財産税の減税は実現されたが、今後の州および地方自治体の財政運営、公共サービスの実施に重大かつ深刻な影響が生じることが予想されている。

特にマサチューセッツの住民発議“提案2½号”(主に財産税を実際の市場価値の2.5%に制限し、自動車物品税—Auto excise taxes—を62%削減する提案)はマサチューセッツ州政府の財政状況とも関連してカリフォルニアの提案13号を含むこれまでのいかなる減税提案とも違った局面をもたらすと考えられている。その意味でマサチューセッツの今後の動向は極めて注目に値する。

4. 提案2½号の成立 —マサチューセッツ州

78年6月のカリフォルニアの財産税の大幅減税をもたらした提案13号は、財産税(Property tax)を60%、実に70億ドル削減して、“納税者の反乱”として全米に広がって行った。当時のカリフォルニアは他州と比較して財産税が56%も高かった。しかし、この提案2½号の成立前、マサチューセッツにおける財産税は全米平均と比較して70%も高くなつており、マサチューセッツ(Massachusetts)ならぬタクサチューセッツ(Taxachusetts)と人々から称されていた。だからこの重税を軽減する提案2½号はマサチューセッツ州民によって圧倒的に支持されたが、当時からこの提案は平均して自治体の財源を40%削減し、教育予算のみならず、警察や消防サービスま

で削減すると予期されていた。しかし家屋所有者の大多数は、提案2½号施行後の財政への影響は肥大化した官僚組織の縮小によってくいとめることができるという提案2½号賛成派の論議に強く影響されていた。

この提案2½号推進派の団体“マサチューセッツ減税委員会”(Massachusetts Committee for Limited Taxation)の見解はのちにⅢ章で紹介するが、提案13号の推進者ハワード・ジャービスの場合と同じく公共サービスの削減を主目的とし、政府の役割を軍隊と警察だけに限定しようとする考え方を端的に示している。ここではまさしく18世紀的な夜警国家の発想への回帰が明らかになっている。

福祉・教育・警察・交通などに影響が…

しかし、マサチューセッツにおける新たな事態のもとで、問題は社会福祉や公立教育に象徴される公共サービスの削減にとどまらず、彼ら推進派のいう警察機能まで危機の瀬戸際に立たされていることである。カリフォルニアの提案13号成立時には、提案13号下での地方自治体の歳入欠陥を救うために州政府は約60億ドルあった剰余金を州緊急援助計画のもとで支出できたが、マサチューセッツ州政府には提案2½号の直接的影響をやわらげるためのそのような剰余金は全くなく、初年度の州歳入欠陥は6億ドルと推定されている。州政府には提案2½号下での財源不足を補うために緊急支出する剰余金もなく、むしろ州政府の存立基盤自体が財産税の削減によって危機となっている。マサチューセッツの本当の危機は81年春の各地方自治体の予算編成時まで明らかにならないと言われているが、それにしても、提案2½号下での混乱はすでに始まっているのである。

提案2½号が法律となった80年12月5日（金）、マサチューセッツのボストン市および近郊の自治体市民30万人の足であるマサチューセッツ湾交通局のすべての路線バス、鉄道、地下鉄が26時間にわたって閉鎖された。この公共交通機関のストップは、N B C , C B S 等の全米ネットのニュースでも詳しく報道された。この交通局の運営には緊

急に4,100万ドルが必要だったが、閉鎖中に開会された州議会で緊急支出金として2,350万ドルを支出することを決定して、公共交通網の閉鎖は一応とかれたが、交通局の合理化はこの数週間内に休みなく進行した。

ボストン大都市圏輸送システム対策委員会は、すでにすべての公共交通機関の日曜サービスを廃止することを投票で決めて、400人以上の職員を解雇していたが、12月30日、マサチューセッツ湾交通局の運営委員会はボストン市および近郊12市の公立学校生徒18,000人のためのバスサービスを廃止することを投票で決定した。また運営委員会は郊外の住民の足を提供している民間バス会社への州政府助成金の廃止をも決定した。^②

提案2½号施行後約1ヶ月で、各自治体では公共サービスの削減、解雇がすでに始まった。ボストン郊外のケンブリッジ市では、教育予算の700万ドル以上の削減が見込まれ、1,300人の学校職員のうち470人の一時解雇が計画されている。^③ケンブリッジ市民は提案2½号に鋭く反対したが、歳入欠陥を補うための代替案を検討中である。しかし、多くの自治体は、いま提案2½号による予算縮減に見あうように公共サービスの削減を中心に事態への適応を試みている。ある自治体では、すでに警察や消防サービスにも影響が現れてきている。市民が提案2½号を支持したスプリングフィールド市では、市当局は警察・消防各局に生じた46人の欠員不補充を決定した。

さらに、ボストン市の市長ケビン・ホワイトは、8億6,200万ドルの現行市予算のうち7,900万ドルを何らかの手段で削減せざるを得ないことを明らかにしている。このことは、警察力と消防サービスの25%削減、病院・衛生予算の50%削減、公園・レクリエーション予算の60%削減を意味している。^④提案2½号が成立してわずかに2ヶ月後の今日、これほどの影響が現われ、警察・消防力のサービス削減まで明らかに現実的な日程にのぼってきたが、提案2½号を撤回させるための動きがすでに各自治体関係者の間に現れている。

A F S C M E マサチューセッツの第93地区本部は提案2½号に代わるべく税制改革案を用意し、次期州議会に提案を決定している。

これらの事態は日々流動的であり、後に章を改めて、現地の関係者からのインタビューを含め詳

- [注] ① PUBLIC EMPLOYEE : AFSCME機関紙 80年6月号
② THE BOSTON GLOBE 80年12月31日
③ Trouble at the Tea Party THE TIME MAGAZINE
80年12月29日号 P17
④ 同 上。

II 提案9号(ジャービスⅡ)の敗北 ～カリフォルニア公務員労働運動の勝利～

1. 1980年6月3日 一大統領予備選挙

ハワード・ジャービスの提案した州個人所得税の50%削減をめざした提案9号(ジャービスⅡ)は、1980年6月3日の大統領選挙予備選と同時に住民投票が行われ、約2対1の大差で否決された。提案9号はこれがもし成立したならば、州個人所得税の50%削減によって約49億ドルの州政府歳入欠陥を生じるだろうと予測されていた。提案9号は人食いザメを主人公にした映画「ジョーズ」をもじって“ジョーズⅡ”またはジャービスの名前から“ジャービスⅡ”と反対派の人々から呼ばれていた。提案9号(ジャービスⅡ)によって歳入欠陥と同時に大規模な公共サービスの削減と公務員のレイオフ(一時解雇)が行われることは明らかだったからである。

提案9号にはカリフォルニア州内の多くの団体が反対運動をおこした。AFSCME(アメリカ自治労)やカリフォルニア州教員組合がその反対運動の中心だった。6月4日のロサンゼルス・タイムズはトップの記事および6月5日付社説で「公務員労働組合の大きな勝利」とジャービスⅡの敗北を分析した。

6月3日には提案9号(ジャービスⅡ)以外に

10の提案が州民投票にかけられた。その中で大きな問題となったのは、提案9号とともに提案11号(高速交通機関建設のために石油企業を中心としたエネルギー関連企業の利益に10%の付加税を課すという住民発議)だった。この2つの提案はいずれも否決されたが、提案11号は主にリベラル派によって支持され、ブラウンカリフォルニア州知事等の強力な支持勢力がついていた。

活発に行われた反対運動

提案9号に反対した「提案9号反対カリフォルニア州民委員会(Citizens for California, the "No on 9" Committee)」には、AFSCMEや15万人の組合員数を持つカリフォルニア教員組合を中心とした多数の労働組合や住民団体、総せて80数団体が結集した。その広範な連合の実現には、2年前の提案13号の可決というにがい経験から立ち上った公務員労働運動のヘゲモニーが大きな威力を発揮した。この提案9号反対委員会は積極的にさまざまな方法によって提案9号

投票結果表

	賛成	反対
提案9号	2,467,616 (39%)	3,853,921 (61%)
提案11号	2,757,665 (44%)	3,451,763 (56%)

ロサンゼルス・タイムズ 1980年6月5日より

の危険性を州民に訴えた。49億ドルの歳入欠陥により、莫大な数の公務員がクビにされ、公共サービスの質は低下し、州税財源は枯渇するであろうと。

A F S C M E カリフォルニア地区書記長ヴァーノン・ワトキンスは「（公務員労働者は）この減税案が提案13号の場合と同じく公共サービスと市民生活に何をもたらすのかという点で大衆に働きかけ教育したので勝利するだろう」^⑤とその展望を述べていた。住民投票より数ヶ月間、A F S C M E は住民投票に先立つ有権者登録の間に、大学のキャンパス、公共ビル、組合の中で先頭に立って提案9号の危険性を訴え、また電話戦術や郵便戦術を駆使した運動を展開した。提案9号を阻止するための連合は州内全域で成功していった。州民は提案9号の実態が明らかになるにつれて、ハワード・ジャービスやその同調者がデマゴギー強く反対するようになった。

2. 提案9号の不人気 — ジャービスへの疑問

提案9号の敗北は、2年前の1978年6月の住民投票で圧倒的に提案13号を成立させ徹底的な財産税減税を実現させたカリフォルニアの有権者たちが、ハワード・ジャービスの新たな“税反乱”に同調せずに、公務員労働組合を中心とした反対勢力「提案9号反対委員会」の訴えに同感を示したこと意味する。それ故にロサンゼルス・タイムズがこのドラマチックな提案9号の敗北を「公務員労働運動の勝利」と呼んだことはまさしく反対運動の果した役割を正確に評価したものである。

提案13号の場合、最終的にその賛成にまわったカリフォルニア州知事ジェリー・ブラウンは、今回の提案9号に対してはもっとも先進的な反対論者であった。提案9号は、州個人所得税を半減させるだけでなく、州企業在庫品税 (the state's business inventory tax) の廃止をも目論んでいた。だから、提案9号に反対して勢ぞろいしたのは、カリフォルニア州知事ジュリー・ブラウン、組織労働者、教育委員会を中心とした教育関係者、

そして提案13号に反対したすべての人々であった。

ハワード・ジャービスの提案9号がなぜそれはどに不人気になり、圧倒的な差で敗北したのだろうか。

1978年6月にはポール・ガンとともに提案13号を成功させ、全米に“納税者の反乱”的火をつけたジャービス (77才) は、今回も住民投票に必要な住民の署名を82万人分集めた。80年2月のロサンゼルス・タイムズによる世論調査では減税支持者が多かったのである。しかし、同年5月初めの同紙による調査では逆に48% (反対)、43% (賛成) で、反対が多数となり、早くも提案9号の敗北は予想されていた。

この提案9号 (ジャービスⅡ) に対する賛成・反対の両派のキャンペーンの中で焦点となつたのは、公共サービスの削減と公務員労働者の解雇であった。すでに提案13号の影響と実態がカリフォルニア州民の中に明らかになりつつあった時期もあり、提案9号はさらなる大幅減税、しかもそれは一部の高額所得者にしか利益をもたらさない不公平な減税であり、公共サービスの削減が警察・消防にまで及び、市民生活に直接的に打撃を与えるであろうことを明らかにされていった。

ジャービスの罵倒の言葉が逆作用

それらの事実とともに、ハワード・ジャービスの人格にもかつて提案13号を支持した白人中産階級は疑問を持ちはじめた。ジャービスはテレビでの演説や討論会で提案9号の必要性を説いたが、彼自身の公共の場における反対派への罵倒の言葉は、ある意味で反対派のキャンペーン以上に効果的に州民の反対派への結集を容易にするものであった。

提案9号への素朴な疑問を明らかにした若い女性に対して、公開討論会の場で「お前のようなやつはネバダの砂漠へ行ってしまえ」と公然と女性差別的な発言をした。これは売春婦になってしまえという意味の言葉である。

また、テレビの演説の中で、「提案9号が通過したら、カリフォルニアの州立大学システム (University of California と California

State University)からすべての外国人留学生を追い出す」とまで主張した。今日のアメリカの大学は平均各学部で10%，大学院で20~30%の外国人留学生がいると言われている(インディアナ大学の場合、大学院には25%の留学生がいる。つまり4人に1人が留学生なのである)。しかも、その中でカリフォルニア大学は全米でトップの留学生数を擁している。留学生の排除は、州立大学といえどもその経営的基盤をゆるがすし、大学院レベルでは留学生のアカデミックな貢献度はかなり評価されているので問題をもたらしかねないと一部では考えられた。ジャービスのこれらの言動はテレビで放送されるとともに、「TIME」や「NEWS Week」のような全米的週刊誌でもとりあげられた。

このような中で、提案13号の際にはジャービスを救世主的に支持した白人中産階級も、提案9号反対派の公共サービスの危機を訴えるキャンペーン、つまり提案13号の実態の暴露の中で、次第にジャービスの人格に疑問を持ちはじめ、しばしば繰り返されるきたない言葉による反対派攻撃のたびにジャービスから離れていった。

ロサンゼルス・タイムズの調査が証明

このことは、ロサンゼルス・タイムズの投票直後の3,183人を対象にした世論調査で明らかにされている。^⑥ 同紙によれば、2年前に提案13号に賛成投票をした人々のうち、ちょうど半分の人々が提案9号には反対投票をした。ジャービスの人気の低下は投票の結果にも主要な原因となって現われていた。37%の人々がジャービスに対して好感を持っていると答えたが、残りの63%は不快感を示しており、不快感を持った人々の82%が提案9号に反対投票をしたという。保守派の中では提案9号は53%の人々によって支持されたが、リベラル派の間では実に79%が提案9号に反対した。中間派でさえも65%が提案9号に反対したのである。また提案9号の推進主体である共和党支持者では、提案13号の場合79%が賛成投票したが、提案9号にはわずかに49%が賛成しただけである。かなりの数の少数民族グループ、黒人、スペイン語系

グループ、ユダヤ人などが提案13号の場合とは逆に提案9号に反対した。

この世論調査で明らかのように、ジャービス自身の言動が否定的な要因になっていることがわかる。キャンペーンの終りが近づくにつれて、この77才の一徹な減税論者は、提案9号の論争点に加えて、彼に反対する個人への激しい人身攻撃を増していった。ジャービスへの不快感を持つ人々のうち、それにもかかわらず48%が提案13号には賛成投票をしたが、このうち提案9号に賛成投票をしたのはたったの18%であった。

3. 提案9号への批判 —異なる財政見込みの見解

ジャービスが精力的にテレビ等で自説を展開している時、ブラウン州知事を先頭とする州官僚やリベラル派州議会議員は、提案9号反対委員会のキャンペーンに同調していった。

ジャービスの州個人所得税削減論の主な根拠は、カリフォルニア州政府財政にはまだ剰余金がかなり存在しているという認識だった。つまり1981会計年度のカリフォルニア州政府の一般財源会計186億ドル(そのうち所得税は歳入の約3分の1は、25億ドルから30億ドルの剰余金を生み出すことが予期されていた)。

それに対してジャービスは提案9号は最初の会計年度で36億ドルの歳入を削減するだけだと主張した。UCLA(カリフォルニア大学ロサンゼルス校)の経済学者たちは「提案9号では約7%というわずかな支出削減で足りる」と主張した。元連邦財務長官ウィリアム・サイモンや州副知事マイク・カープなどの提案9号擁護論者たちは、「個人所得税の減税は経済成長と個人支出を刺激することによって、州歳入をより豊かにすることさえ生ずるであろう」と議論した。さらにジャービスは「石油価格の統制が撤廃されるので、80年代に州政府所有の油田から218億ドルという巨額の利益が生まれるし、そのことで81年度以降の歳入は提案9号通過後も実際には増加するだろう」と説明していた。^⑧

提案9号反対論者は、ジャービス派の試算した36億ドルよりもはるかに多い、初年度に州歳入から49億ドルが削減されるだろうと試算した。^⑨ 提案13号の場合は巨額の州剩余金（1978会計年度約60億ドル）を使った地方自治体に対する州緊急財政援助（1979会計年度44億ドル）によって、ともかく大破局は回避された。しかし、それにもかかわらず影響が深刻だったので、慎重に対応した。反対キャンペーンでは、提案9号が中産階級や小額納税者には全く利益を与えることなく、高額所得者層に利益を与えるだけということを強調した。

提案9号の内容とその影響

提案9号の方法は、カリフォルニア州個人所得税の現行税率1%～11%を0.5%～5.5%に減額するというものであるが、カリフォルニア州の所得税率は急勾配の累進課税で、トップの10%の所得層（年所得4万ドル以上）が全体の減免の55%を受けるだろうと予測された。^⑩ その反対に貧困層は提案9号からほとんど利益を受けられず、そのうえ提案13号の場合以上に貧困層と老人層にとっては公共サービスを失うことが明らかだった。

これらの事実は「提案9号反対委員会」だけでなく、州政府の財政担当者やプラウン州知事によっても公式に認められていった。つまり提案9号は富裕層のふところにより多くの金を与えるだけなのだという事実が州民に浸透したのである。

提案13号にともなう公共サービスの重大な削減と教育予算への圧倒的なしわよせのあとであり、カリフォルニアの経済がさらなる減税を持続させることができるかどうかも問題であった。

ジャービスと経済問題専門アーサー・レイファー（南カリフォルニア大学経済学部教授）は、減税は経済を刺激するし、提案13号はこの理論の証明であるとたびたび主張した。しかし、反対論者たちは提案13号がカリフォルニア経済に積極的な効果を持ったかどうかは今まで確かでないと反論した。そして、どのような事態を考えても、提案9号の通過した後には、提案13号の時には存在した地方自治体と教育予算のために州が緊急財政援助に使ったような事実上の剩余金はすでにない

ことだけは明らかであった。警察や消防のような公共サービスの基本的な部分すら削減を免れえないだろうと反対論者によって提起された。ロサンゼルス・タイムズもそのことを警告した。^⑪

これらのことはすでにメイン州のセイコ市で現実化していたので、人々には警察や消防のサービス削減が杞憂だとは考えず現実に起りうることとして理解できた。これに加えるに、79年11月に同じく住民投票によって成立した提案4号（州政府と地方自治体の支出制限を目的として、予算がインフレ率と人口増加率よりも早く上昇することを禁じる住民発議）の影響を正確に把握するには80年6月の時点では時間的経過が不充分であることも問題であった。つまり、カリフォルニア州政府が提案9号による州個人所得税50%削減を受け入れるだけの財政的余裕があるのかどうかは州民の眼には疑問となっていた。

州財政の圧迫と景気後退を予想

州上院議員ジェームス・ミルは、ニューズウイーク誌記者のインタビューに答えて次のように述べた。「（もし提案9号が通過するならば），提案9号と13号の複合的效果は来るべき年に鋭く財政を圧縮するであろう。特に教育予算と連邦財源の支出のない諸計画に深刻な影響が現われるだろうと考えられる。州立大学システムの中には閉鎖せざるを得ないキャンパスが生じるだろうし、入学数の制限と授業料の大幅値上げをせざるを得ない」^⑫

地方自治体では提案9号の成立を考慮してさらに深刻な予算が作られた。たとえば、ロサンゼルス郡では1,000人の非行少年少女の監督の任務を持つ保護監察官制度の廃止が検討され、さらに社会福祉や保健衛生プログラムからもかなりのサービス削減が必要であるとされた。

それに加うるに、全米的な景気後退などによって、カリフォルニアの財源確保の見通しは決して明るくはなかった。論点となった剩余財源ですら、不景気の中で根こそぎなくなってしまう可能性が大きかったし、住民は提案13号によって生みだされた公共サービス削減の影響に今までさらさ

たままである。79年11月の提案4号の影響がカリフォルニア州財政にどのように現われるのかは今だに不明である。提案13号に積極的に賛成した経済学者ミルトン・フリードマンのような人々でさえも、その不確かさの故に提案9号には懷疑的だった。失われた歳入のために企業関連の増税ラッシュが引き起こされるだろうし、州経済への打撃は大きいであろう、と。

4. 公務員労働運動の歴史的な勝利

世論調査などによって6月3日の住民投票を待つまでもなく、ジャービスは提案9号の敗北を予想し、欲求不満気味な態度で5月31日（土）の記者会見にのぞんだ。提案9号反対委員会、特にその中心であるA F S C M E や州教員組合を激しく批判し、提案13号・提案9号に続く第三の住民発議（ジャービスⅢ）を発表すると語った。^⑯

このジャービスⅢは1982年の選挙で住民投票にかけることが計画されているものであるが、その主旨は、公務員や教師のための諸制度を制限し、公務員の労働・給与条件に干渉することにある。具体的には、公務員年金基金への州財源分担を制限し、公務員賃金の引上げに上限を設定することなどを住民投票で決定しようとするものである。提案9号のキャンペーンの中で、ジャービスは誰によって提案9号反対勢力が勝利したのかを正確に認識していたので、次の攻撃目標を公務員労働者にしぶった。投票日の前まで、提案9号反対委員会の諸グループは、ジャービスやその同調者によって勤務時間内に提案9号反対運動を行っているとして、しばしば非難された。

提案9号の敗北はジャービスには痛烈だった。6月3日夜、ロサンゼルスのアンバサダーホテルに集った彼の支持者を前にして、州内の公務員組合への鋭い攻撃を浴びせかけ、次の提案（ジャービスⅢ）では公務員年金の削減を目標とすると言明した。公務員労働組合は政府内に独裁政権を確立しようとすると非難し、ジャービスは公務員労働運動への宣戦を布告した。

「我々は公務員を他の残りの我々と同レベルにするまで公務員年金を削減するだろう。日本（the Japs）がパール・ハーバーでの最初の戦闘に勝ったように、公務員労働組合は最初の戦闘に勝った。だが、アメリカが戦争に勝利したように我々が公務員労働組合を打倒するであろう」^⑰

その会場の支持者の胸には「提案9号に賛成を」のバッヂではなく、「大統領にはレーガンを」のバッヂが付けられていた。事実、一連の減税運動、政府の支出制限の動きは、共和党員やその同調者によって推進された。79年11月の提案4号の推進者ガン（共和党員）は80年11月に連邦上院議員に選出された。

暴言に反応鈍い日本人記者

ジャービスは公務員労働組合のみならず、州政府官僚、ニュースメディア、政治家に対しても暴言を吐いた。特に州知事ジェリー・プラウンは、政治家としては“死滅したドードー”（すでに死滅した飛べない鳥）であり、ロサンゼルス市会計検査官イラ・レイナーはこのキャンペーンの中の最大のうそつきだと非難した。ジャービスは落胆するでもなく、公務員労働運動への宣戦を布告し、6月4日（水）の記者会見にはジャービスⅢの詳細を明らかにすると言明したが、その後ジャービス側近のひとりはジャービスⅢの発表を近い将来のいつかだと修正した。

この記者会見をレポートしたロサンゼルス・タイムズのステーブ・ハーヴィ記者はその記事の中で、「ジャップ」と言われたことに対する日本人記者の反応を興味深げに伝えている。その夜会場には何人かの日本人記者がいたが、記者会見後に室外でジャービスに話しかける日本人記者を見て、ハーヴィ記者はそのあとで日本人記者に質問をしている。ジャービスが第二次世界大戦に言及し、日本人を「ジャップ」と呼んだことに抗議したかどうかと。

その日本人記者は少し閉口して、“NO”といい、「私はジャービスに納税者の反乱のメッセージは日本にも広まっていると言っただけだ」と答えたという。

「公務員労働者の勝利」の意味

ロサンゼルス・タイムズ紙の分析するように提案9号の敗北は、「公務員労働運動の勝利」だが、カリフォルニア州全体の労働運動にとっても画期的な勝利であった。それは、「カリフォルニア州労働運動」にとって1958年の共和党による悪意を持ったカリフォルニア州労働権法(right-to-work law, 職業維持のために組合に加入しなければならないという条件を禁止する法律)導入を打ち破った時以来の大勝利ともいえる。ハワード・ジャービスの敗北は、労働運動の資金と労働者の組織力と洞察力ある新しい政治的成熟によって単独に達成されたものであった。^⑯

この5年間でカリフォルニアの公務員数は減少し、公務員労働組合の組織人員は増加していかなかった。たとえばロサンゼルス郡では1975年に86,088人いた公務員が1979年末には80,797人に減少していた。^⑯ 「公務員数の減少、特に州と地方自治体における減少は、提案13号成立後の2年間にわたる公共サービスへの連続的で不合理な攻撃と公務員への敵意の結果である」とAFSCME委員長ジュリー・ワーフは、住民投票と同時期にカリフォルニア・アナハイム市で開催されたAFSCME全国大会(80年6月9日-13日)で述べている。

今日、公務員攻撃が全米で最も激しいのはカリフォルニア州である。ジャービスが公務員組合を非難し、日本のパール・ハーバー攻撃と提案9号敗北を比較したことについて、ワーフ委員長は「ジャービスと彼の支持者が我々公務員労働者を非難するためにそのような歴史上の大きな戦闘と比較してくれたことはうれしい話だ。なぜならば、それは公務員労働組合が世論の中へ提案9号の本質を明らかにして訴えたメッセージが成功したことを明らかにしているからだ。國中で不運な人々、貧困者、老人層、病人、障害者、孤児に対する関心は減少してきている。そして社会的弱者に対する関心の欠如は、社会のそれらの問題のために働く公務員への弾劾へと置き換えられている」^⑰と述べた。

5. 提案11号 —公共輸送機関の建設を

提案9号とともに敗北した提案11号は、石油企業の利益に10%の付加税を課税し、その収益を基金として公共輸送機関を建設し、さらに石油に代わるエネルギーの開発をしようとする住民発議だった。初年度に200万ドルから400万ドルの新財源を予定していた。この提案11号の提案者はビル・プレス(40才)で、ジュリー・ブラウン州知事の前の側近者だった。ブラウン州知事も当然この提案11号を支持した。提案11号はリベラル派によって強力に支援されていた。

提案11号の敗北は、ビル・プレスによって指導された環境論者のグループに反対していた主要石油企業にとっての勝利を意味している。石油企業は提案11号を攻撃目標とした。石油企業の連合体である“公平税制のためのカリフォルニア連合”は、提案11号の打倒に510万ドルの資金を使った^⑯(実際に集めたのは577万ドル)が、提案11号推進派はわずかに35万ドルの資金を使えただけにすぎない。この一例をとっても石油企業がこの進歩的な提案11号をつぶすためにいかに金を注ぎ込んだかは明らかである。

提案11号には前述のように半数近い44%の支持があったのである。ビル・プレスは提案11号の敗北後、「これはほんの始まりである。エネルギー問題は1980年代の主要な争点のひとつである。我々は一週間の休息の後、再組織化、連合の拡大を行い、もういちど選挙で住民の意志を問い合わせつもりである」^⑯と語っている。

6. 提案9号後の 地方自治体の動向

提案9号は敗北したけれども、各地方自治体は依然として問題をかかえていた。自治体の財政担当者たちは、提案9号の敗北後の6月4日、ほっと安心するとともに、処理しなければならない厄

介な問題（予算の緊急再評価）にため息をついていた。ほとんどの財政担当者は提案9号の敗北にもかかわらず前方にある厳しい時期の到来を警告していた。

州議会政策分析担当官ウィリアム・ハンは、次のように語った。

「提案9号の否決は財政運営を容易にしたのは事実だが、州財政は次の会計年度でその剩余財源が枯渇してしまう可能性に直面しているし、州政府はからずしも危難を免れてしまっているのではない。提案9号の敗北は我々を安心させたが、州財政は厳しい支出決定に直面しているのにかわりはない。6月末に終るこの会計年度の州剩余財源は約22億ドルあるが、新会計年度の始まりである7月1日には、州政府予算はさまざまな歳入財源から集められるよりも15億ドルの支出超過を予期しなければならない。状況は剩余財源を抹消するし、実際には次の会計年度のために約7億ドルの剩余財源が残されているだけである。これはいかなる新規計画のための議会活動をも許さない状況を作り出している。いくつかの計画は、全国的な景気後退のために、そしてカリフォルニア経済が全国的な景気下降の中でどれだけ強力でありえるか不鮮明なために、打ち切られるだろう」²²。

ここでいくつかの南カリフォルニアの地方自治体の動向を見てみよう。

① ヴァーバンク市

ヴァーバンク市では、投票の結果として直ちに2つの市独自使用料の廃止を決める行動をとったが、この反応は例外的なものである。また市議会の一一致の決定の結果として、ヴァーバンク市民は提案9号の敗北から6月3日夜には“特別割当金”を受けとった。それは提案9号が否決されてから、30分後に市議会が約290万ドル相当の市税と市使用料の減税・削減に合意したからだ。これは、ヴァーバンク市の予算が提案9号の通過を予期して計画されていたために実現が可能だからである。

② ロサンゼルス市

ロサンゼルス市財政にとって、提案9号の圧倒的敗北は何の影響をもたらさなかった。ロサンゼルス市の次会計年度予算はかろうじて均衡していたからである。すなわちロサンゼルス市の13億ドルの新予算は、提案9号が成立しないだろうという前提のもとに市議会で承認され、市長の同意を得ていた。もし提案9号が成立していたならば、市財政はふたたび精査しなおさなければならなかつたのである。

③ ロサンゼルス郡

この段階ではロサンゼルス郡政府予算はまだ決定されていなかったが、提案9号の敗北にもかかわらず可能な財政削減をめぐって鋭い政治論争が予想されていた。ロサンゼルス郡政執行者（County Supervisors）は、総務局長H・ハフォードから提出された44億ドルの予算をまだ検討中だった。提案9号がなくても、次年度予算は歳入以上の支出を必要としていた。

④ パサディナ市

パサディナ市の次年度予算は、提案9号の成立を考慮して組まれていたが、提案9号の敗北の結果として230万ドルにのぼる歳入財源は道路補修および維持に使われた。

7. 納税者の反乱の 今後の方向

公務員労働者を中心とした組織労働者や市民団体だけでなく、州政府、地方自治体の大多数の首長・官僚は、提案9号の敗北を歓呼して迎えたのは事実である。この提案9号の闘いを通じて多くの貴重な教訓が、公務員労働者にも自治体官僚にも、そして州民にもたらされたといえる。

問題はこの提案9号の敗北が、78年の提案13号から始まった全米的な納税者の反乱の終えんを意味するのかどうかという点である。

すでに述べたように、80年11月の大統領選挙と

同時に実施された約10州にわたる住民発議では、マサチューセッツ、アーカンソーの2州で提案13号型の住民発議が成立したが、他の諸州ではすべて不成立に終っている。この2州のうちマサチューセッツの提案2号は緊迫した予算をもつマサチューセッツ州財政と地方自治体の公共サービスに、早くも多大の影響をもたらし始めている。マサチューセッツの実態は次章で詳しく紹介するが、ここでは提案9号の敗北直後にロサンゼルス・タイムズ紙のインタビューに答えた3者の意見を紹介しよう。

ダン・ピルシャー（全米州議会協議会）は、

「人々の関心は今なお財政改革にあるが、減税という手段よりは支出制限という方法にむかっている。カリフォルニアの79年の提案4号（州政府と地方自治体の予算がインフレ率と人口増加率よりも早い速度で上昇することを禁じた）はその例である。」

と語り、支出制限への動きが強まることを予想した。

M・カンター（センチュリー市弁護士、提案9号反対委員会委員長）は、

「これは納税者の反乱の終りではない。州民は税制改革を求め、税の軽減を求めていた。しかしそれと同時に州民は公平な税制をも求めている。」

と語り、税制度に矛盾がある限り住民の直接民主主義的行動は続けられることを予想した。

提案9号の提案者ハワード・ジャービスは、提案9号の大敗北の後で、彼の提案を敗北に導いた公務員労働運動を名指しで非難し警告した。

「1982年の選挙の時に新たな住民発議により公務員年金や諸福利厚生制度を鋭く制限するであろう」と。ジャービスの場合、減税や政府機構、公共サービスの削減から一歩前進して、主要な目的を今後公務員攻撃に転じていくことを明らかにした。

これに対してカリフォルニア労働総同盟事務局長ジョン・ヘニングは、「負け犬の遠ぼえ」であると一笑にふした。

だが、提案9号の敗北の後、ジャービスは本格的な公務員攻撃を開始した。ジャービスは州議会の混乱により80年7月1日からの新年度州予算が

成立していなかった点に着目して、7月当初、予算成立前の公務員給与支払いと債権者への支払いは違法であると裁判所に告発した。しかし7月17日、第三地区州裁判所はこのジャービスの告発に対して却下の見解を発表した。^⑪ ジャービスは、6月3日の提案9号の敗北後、公務員批判の再開第一弾としてこの告発を発表したのである。彼の目的は州財政に反撃するために議会に圧力をかけることだった。ともあれ、この公務員労働者攻撃の第一の試みは失敗に終った。

ジャービスの提案9号は敗北したが、78年の提案13号、79年の提案4号は依然として州政府、地方自治体に影響を与え、じわじわとその効果を發揮し公共サービスの危機は続いている。6月末から7月初めの州議会財政論議で州政府公務員は給与ストップに直面した。州下院が州政府提出の予算案を否決したからである。すでに80年5月段階でプラウン州知事の側近は80-81会計年度で州剰余金は底をつくだろうという予想を発表していた。

地方自治体段階における提案13号の影響は、より深刻化し複雑化してきた。そして80年12月末、プラウン州知事は地方自治体に対する州支出金=含提案13号の影響に対する州緊急援助金=を大幅に削減することを発表したのである。

提案13号の影響下で依然として危機的状況下にある地方自治体の混迷は今後ますます深刻化するだろうと考えられる。次に11月の住民投票で提案13号型の減税提案を成立させたマサチューセッツの事例を報告しよう。

㊂一

- ⑤ PUBLIC EMPLOYEE :
AFSCME 機関紙 80年6月号
- ⑥ LOS ANGELS TIMES
80年6月4日
- ⑦ Mr. Tax Revolt Tries Again
NEWSWEEK 80年5月5日号
- ⑧ 同 上 80年5月5日号
- ⑨ LOS ANGELS TIMES
80年6月1日
- ⑩ 同 上 80年6月1日
- ⑪ 同 上 80年5月30日

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ⑫ NEWS WEEK, 上記記事 | ⑯ 同 上 80年6月10日 |
| ⑬ LOS ANGELS TIMES | ⑰ 同 上 80年6月11日, 8月6日 |
| 80年6月1日 | ⑱ 同 上 80年6月4日 |
| ⑭ 同 上 80年6月4日 | ⑲ 同 上 80年6月5日 |
| ⑮ 同 上 80年6月5日 | ⑳ 同 上 80年7月18日 |
| ⑯ 同 上 80年6月10日 | |

資料

「これはまぐれ当りではない」

ロサンゼルス・タイムズ社説 1980年6月5日

カリフォルニア州民は、所得税の大幅減税と州政府機構の縮小を計画した提案9号の敗北について重要な社会的声明を発表した。しばしば激しく論議しあった提案9号の賛成・反対の両派は、水曜日の朝、この結果についてそれぞれの見解を出したが、この投票結果は単純な常識の勝利であるように思える。減税に反対した票決はまぐれ当りというには余りにも大き過ぎる。このことに何らかの事実を求めるとするならば、政府は秩序ある社会の維持にとって本質であり、税制度は政府の存在にとって本質であり、社会秩序のために税負担についての疑問を解決した慎重な審判として見ることができるだろう。

カリフォルニア州民に機雷原の中に入つて公共サービス削減を促した全国的な減税運動組織は、ほとんどのカリフォルニア州民が感じたよりも、もっとこの提案9号の敗北を厳しく受けとめただろう。彼ら減税運動組織は、我々州民が疑問をもつたようにまさに公共サービスの削減そのものであったという事実を、提案9号の否決から学ばざるを得ないだろう。

提案9号の敗北は、納税者の反乱の終えんや何らかの新しい動きの始まりを意味するわけではない。州財政から49億ドルを削減することが、誰よりも政府に頼っている市民をより傷つけるだろうということを認識した上での、賢明な意思決定であった。投票結果は政

治的空白を生んだわけではない。確かにジェリー・ブラウン州知事の時宜を得た思慮深い反対表明は、提案9号の形勢を一変させるのに役だったが、提案9号反対キャンペーンで主要な役割を演じたのは公務員労働組合であったのだ。

また、提案9号の提案者ハワード・ジャービスは提案9号の敗北のために重要な役割を果した。ジャービスの公立学校や政府機関への粗暴な攻撃と彼に疑問を感じた人々への悪態は、明らかに有権者の気持ちを彼の主張から去らせるのに役だったのである。

もし提案9号キャンペーンの結果として何が利益であったのかと考えれば、それはカリフォルニアの租税政策の推進者としての、行政改革の立案者としてのハワード・ジャービスの政治生命の終りということだろう。我々は提案9号の敗北を州・自治体財政に関する有権者からの最後の言葉だとは考えず、むしろ初期の減税提案への論理的な反作用として考える。

2年前、カリフォルニア州民は提案13号で財産税を削減することで最もひどい税負担を軽減した。次に彼らは州政府と地方自治体財政の年間成長率を制限することを押しつけた。火曜日の投票では税制度、公共サービスを現存通りにしておく道を選んだのである。

県内自治体の昭和56年度予算の主な内訳

区分 市町村名	一般会計			1. 主な歳入				2.	
	総額		伸率%	地方税			民		
	56 当初	55 当初		56	構成比%	55	構成比%	伸率%	56
横川市	592,838,810	526,546,484	12.6	303,569,279	51.2	263,786,466	50.1	15.1	90,633,189
崎崎市	250,997,195	233,915,399	7.3	122,351,094	48.8	105,803,269	45.2	15.6	33,718,087
指定都市計	843,836,005	760,461,883	11.0	425,920,373	50.5	369,589,735	48.6	15.2	124,351,276
横須賀市	77,448,100	66,226,000	16.9	34,730,705	44.8	29,962,305	45.2	15.9	12,106,755
平塚市	32,525,000	27,648,000	17.6	19,713,794	60.6	16,603,857	60.0	18.7	6,631,438
鎌倉市	30,637,000	26,092,000	17.4	20,316,000	66.3	17,851,000	68.4	13.8	5,126,375
藤沢市	51,800,814	43,529,688	19.0	31,155,458	60.1	26,797,593	61.6	16.3	8,110,351
小田原市	28,260,000	25,233,000	12.0	14,660,000	51.9	12,700,000	50.3	15.4	5,799,164
茅ヶ崎市	24,064,000	23,057,000	4.4	14,604,925	60.7	12,100,689	52.5	20.7	4,234,573
逗子市	8,560,000	8,270,000	3.5	5,300,000	61.9	4,650,000	56.2	14.0	1,700,100
相模原市	63,300,000	55,120,000	14.8	37,654,000	59.5	31,776,000	57.6	18.5	10,901,320
三浦市	8,850,712	8,582,383	3.0	2,946,368	33.3	2,580,456	30.0	14.2	1,255,743
秦野市	4,667,683	18,869,000	△45.7	1,188,044	25.4	7,607,134	40.3		951,580
厚木市	25,765,000	22,050,800	16.8	14,999,768	58.2	12,566,879	57.0	19.4	3,220,176
大和市	24,430,000	22,819,741	7.1	13,651,000	55.9	11,888,000	52.1	14.8	3,718,613
伊勢原市	11,618,000	10,950,000	6.1	5,874,000	50.6	4,758,000	43.5	23.5	1,908,812
海老名市	12,704,543	11,275,080	12.7	6,495,039	51.1	5,421,712	48.1	19.8	1,621,062
座間市	14,401,000	13,384,000	7.6	7,601,621	52.8	6,429,018	48.0	18.2	2,732,993
南足柄市	7,344,000	6,917,000	6.2	4,308,571	58.7	3,391,056	49.0	27.1	907,886
綾瀬市	10,450,000	9,865,000	5.9	4,706,287	45.0	3,801,378	38.5	23.8	1,117,708
市(除指定都市)計	436,825,852	399,895,692	7.2	238,717,536	55.2	203,277,943	53.4	17.4	72,044,649
市計	1,280,661,857	1,160,357,575	10.4	664,637,909	52.1	572,867,678	50.2	16.0	196,395,925
葉山町	4,417,060	4,549,013	△2.9	2,577,107	58.3	2,298,171	50.5	12.1	439,548
寒山町	4,769,430	4,580,244	4.1	3,454,790	72.4	2,832,233	61.8	22.0	768,043
大磯町	3,760,000	3,480,000	8.0	2,367,770	63.0	2,157,099	62.0	9.8	405,630
二宮町	3,521,000	3,366,000	4.6	1,616,332	45.9	1,388,971	41.3	16.4	489,193
中井町	1,501,890	1,421,500	5.7	664,357	44.2	563,257	39.6	17.9	184,390
大松町	2,122,000	1,958,000	8.4	1,309,682	61.7	1,128,500	57.6	16.1	138,873
松井町	2,229,000	2,410,000	△7.5	862,172	38.7	750,741	31.2	14.8	151,378
山田町	2,494,000	1,944,000	28.3	1,105,807	44.3	972,184	50.0	13.7	481,295
北山町	1,729,357	1,504,551	14.9	802,397	46.4	718,000	47.7	11.8	123,272
開成町	6,057,000	5,138,000	17.9	3,627,990	59.9	3,275,150	63.7	10.8	487,282
根岸町	247,774	1,537,900	△83.9	137,798	55.6	497,109	32.3		32,748
真鶴町	3,811,725	5,000,320	△23.8	2,380,209	62.4	2,105,066	42.1	13.1	618,612
湯河原町	5,224,219	4,694,228	11.3	2,923,614	56.0	2,300,199	49.0	27.1	534,515
愛川町	1,909,361	1,116,842	71.0	131,652	6.9	111,176	10.0	18.4	61,412
清川町	2,989,000	2,501,800	19.5	1,096,463	36.7	926,513	29.3	18.3	250,455
城津町	3,993,000	3,313,000	20.5	976,519	24.5	861,174	26.0	13.4	526,600
津久野町	2,200,000	1,670,000	31.7	521,000	23.7	414,009	24.7	25.8	175,629
相模原町	2,451,000	1,950,261	25.7	449,410	18.3	352,100	18.1	27.6	144,786
藤野町	55,426,816	52,135,659	6.3	27,005,069	48.7	23,651,652	45.4	14.2	6,013,661
町村計	492,252,668	452,031,351	8.9	265,722,605	54.0	226,929,595	50.2	17.1	78,058,310
県(除指定都市)計	1,336,088,673	1,212,493,234	10.2	691,642,978	51.8	596,519,330	50.0	15.9	202,409,586
県計	878,557,000	800,153,000	9.8	537,581,994	61.2	468,880,585	58.6	14.7	40,041,699
神奈川県									4.6

注) 秦野市・真鶴町は首長選挙のため暫定予算となっている(秦野市は4~6月, 真鶴町は

(一般会計分)

(神奈川県市町村課調べ)

単位 千円

主な歳出(その1.目的別)											
生費			土木費				教育費				
55	構成比%	伸率%	56	構成比%	55	構成比%	伸率%	56	構成比%	55	構成比%
84,436,013	16.0	7.3	188,350,715	31.8	166,322,339	31.6	13.2	107,506,150	18.1	99,821,397	19.0
31,657,946	13.5	6.5	54,515,685	21.7	52,215,223	22.3	4.4	34,997,932	13.7	36,997,215	15.2
116,093,959	15.3	7.1	242,866,400	28.8	218,537,562	28.7	11.1	142,504,082	11.9	136,818,612	13.0
10,755,090	16.2	12.6	14,663,412	18.9	13,281,168	20.1	10.4	16,232,336	21.0	14,175,720	21.4
5,620,257	20.3	18.0	6,318,139	19.4	5,362,650	19.4	17.8	6,893,915	21.2	5,736,758	20.8
5,406,842	20.7	△5.2	5,023,952	16.4	4,185,406	16.0	20.0	5,265,535	17.2	4,375,484	16.8
7,175,931	16.8	13.0	11,293,611	21.8	10,173,605	23.4	11.0	11,250,113	21.7	9,674,190	22.2
4,912,336	19.5	18.0	4,691,293	16.6	4,671,122	18.5	0.4	6,761,583	23.9	5,543,414	27.0
3,712,218	16.1	14.1	4,689,418	19.5	4,433,002	19.2	5.8	4,803,931	20.0	4,396,015	19.1
1,656,100	20.0	2.7	1,808,500	21.1	1,628,200	17.7	11.1	1,102,400	12.9	816,500	9.9
10,480,836	19.0	4.0	16,118,996	25.5	12,937,663	23.5	24.6	14,110,861	22.3	11,281,737	20.5
1,159,064	13.5	8.3	736,179	8.3	825,684	7.6	△10.8	1,463,721	16.5	1,666,880	19.4
3,031,770	16.1		1,404,253	30.1	4,082,508	21.6		731,392	15.7	5,945,700	31.5
2,903,927	13.2	10.9	5,769,637	22.4	4,654,306	21.1	24.0	6,276,973	24.4	5,551,349	25.2
3,428,009	15.0	8.5	5,331,386	21.8	3,885,900	17.0	37.2	6,454,887	26.4	7,045,936	30.9
1,515,982	13.8	25.9	1,605,621	13.8	1,834,559	16.8	△12.5	3,205,722	27.6	3,833,131	35.0
1,435,180	12.7	13.0	2,954,727	23.2	2,198,148	19.5	34.4	3,452,347	27.2	3,565,794	31.6
2,209,122	16.5	23.7	2,730,896	19.0	2,548,497	19.0	7.2	3,917,484	27.2	3,799,731	88.4
802,199	11.6	13.2	820,882	11.2	717,657	10.4	14.4	1,712,524	23.3	2,399,239	34.7
987,464	10.0	13.2	1,432,711	13.7	1,273,246	12.9	12.5	3,444,420	33.0	2,219,854	22.5
67,192,327	16.8	7.2	87,393,613	20.0	78,693,321	19.7	11.1	97,080,144	22.2	92,027,432	23.0
183,286,286	15.8	7.2	330,260,013	25.8	297,230,883	25.6	11.1	239,584,226	18.7	228,846,044	19.7
375,131	8.3	17.2	1,086,698	24.6	614,874	13.5	76.7	826,021	18.7	1,308,163	28.8
471,502	10.3	62.9	1,192,094	25.0	972,154	21.2	22.6	582,619	12.2	1,163,056	25.4
370,122	10.6	9.6	531,581	14.1	555,700	16.0	△4.3	722,265	19.2	711,929	20.5
477,576	14.2	2.4	488,506	13.7	576,409	17.1	△15.3	1,015,383	28.8	532,158	15.8
319,033	22.5	△42.2	192,726	12.8	165,245	11.6	16.6	372,880	24.8	285,857	20.0
125,389	6.4	10.8	553,448	26.1	518,287	26.5	6.8	429,545	20.2	532,342	27.2
140,996	5.4	7.4	411,040	18.4	198,505	8.2	107.1	235,904	10.6	225,710	9.4
274,818	14.2	75.1	387,752	15.6	267,908	13.8	44.7	275,135	11.0	279,979	14.4
124,578	8.3	△1.0	373,294	21.6	340,277	22.6	9.7	276,478	16.0	314,147	20.7
422,304	8.2	15.4	1,640,806	27.1	1,328,396	25.9	23.5	1,455,158	24.0	1,206,554	23.5
252,380	16.4		6,793	22.7	181,421	11.8		22,117	8.9	422,518	27.4
554,671	11.1	11.5	675,735	17.7	1,964,186	39.3	△64.6	389,771	10.22	322,996	6.5
498,982	10.6	7.1	1,040,624	19.9	1,154,464	24.6	△9.7	1,301,488	24.4	954,598	20.3
62,657	5.6	△2.0	33,176	1.7	27,784	22.5	19.4	110,282	5.8	100,482	9.0
367,721	14.7	△31.9	585,894	19.6	576,054	23.0	1.7	1,096,013	36.6	603,232	24.1
950,346	28.7	△44.6	448,045	11.2	381,914	11.5	17.3	1,487,553	37.3	614,841	18.6
165,789	9.9	5.9	197,340	9.0	167,712	10.1	17.7	214,259	9.7	331,037	19.8
139,143	7.1	4.1	395,612	16.2	259,211	13.3	52.6	786,429	32.1	478,644	24.5
6,093,138	11.7	△1.3	10,241,164	12.5	10,250,501	19.7	△0.1	11,599,300	20.9	10,388,293	19.9
73,285,465	16.2	6.5	97,634,777	17.8	88,943,822	17.3	9.8	108,679,444	22.1	102,415,725	22.7
189,379,424	15.6	6.9	340,501,177	15.5	307,481,384	25.4	10.7	251,183,526	18.8	239,234,337	17.7
36,777,988	4.6	8.0	109,954,689	12.5	101,054,654	12.6	8.8	354,461,958	40.3	326,652,911	40.8

4~5月)

区分 市町村名	2. 主な歳出 (その2. 性質別)									
	人・件費				普通建設事業費					
	56	構成比%	55	構成比%	伸率%	56	構成比%	55	構成比%	
横川浜崎市	111,393,282	18.8	101,481,646	19.3	9.8	193,957,374	32.7	177,805,226	33.8	9.1
	66,423,565	26.4	62,166,356	26.6	6.8	75,901,355	30.2	72,454,979	31.0	4.8
指定都市計	177,816,847	21.1	163,648,002	21.5	8.7	269,858,729	32.0	250,260,205	30.9	7.8
横須賀市	18,574,105	24.0	16,900,555	25.5	9.9	26,077,175	33.7	21,349,610	32.2	22.1
平塚市	9,329,480	28.7	8,526,725	30.9	9.4	10,334,786	31.8	8,041,116	29.1	28.5
鎌倉市	9,634,878	31.4	8,767,329	33.6	9.9	7,512,906	24.5	5,232,513	20.1	43.6
藤沢市	13,301,506	25.7	11,916,876	27.4	11.6	15,818,888	30.5	12,376,424	28.4	27.8
小田原市	8,055,831	28.5	7,529,139	29.8	7.0	8,282,367	29.3	6,543,388	25.7	26.6
茅ヶ崎市	6,542,285	27.2	5,942,175	25.8	10.1	6,338,721	26.3	7,254,231	31.5	△12.6
逗子市	2,838,150	33.2	2,676,346	32.4	6.0	1,670,148	19.5	1,935,353	23.4	△13.7
相模原市	14,498,559	22.9	13,147,620	23.9	10.3	19,757,492	31.2	18,613,546	33.8	6.1
三浦市	2,507,502	28.3	2,355,328	27.4	6.5	2,407,972	27.2	2,826,909	32.9	△14.8
秦厚木市	1,107,670	23.7	4,011,557	21.3		1,037,171	22.2	7,030,561	37.2	
厚木市	5,638,537	21.9	5,069,187	23.0	11.2	8,987,968	34.9	7,180,083	32.6	25.2
大和市	5,652,894	23.1	5,176,037	22.7	9.2	7,104,452	29.1	7,280,698	31.9	△2.4
伊勢原市	2,345,537	20.2	2,158,252	19.7	8.7	4,372,070	37.6	4,701,446	42.9	△7.0
海老名市	2,786,455	21.9	2,556,396	22.7	9.0	4,375,976	34.4	4,005,584	35.4	9.2
座間市	3,827,444	26.6	3,632,382	27.2	5.4	3,906,354	27.1	3,579,492	26.7	9.1
南足柄市	1,760,284	24.0	1,612,624	23.4	9.2	2,602,698	35.4	2,580,654	37.3	0.9
綾瀬市	2,210,838	21.2	1,984,589	20.1	11.4	4,224,556	40.4	4,645,744	47.1	△9.1
市(除指定都市)計	109,504,285	25.3	99,951,560	26.2	9.6	134,811,700	30.9	125,177,352	31.3	7.7
市計	287,321,132	22.5	263,599,562	23.1	9.0	404,670,429	31.6	375,437,557	32.4	7.8
葉山町	1,348,305	30.5	1,248,430	27.5	8.0	1,307,960	29.6	1,844,146	40.5	△29.1
寒川町	1,232,156	25.8	1,122,210	24.5	9.8	1,601,907	33.6	1,690,738	36.9	△5.3
大磯町	1,236,664	32.9	1,129,194	32.4	9.5	1,090,446	29.0	1,082,188	31.1	0.8
宮井町	872,420	24.8	836,107	24.8	4.3	1,185,671	33.7	1,268,409	37.7	△6.5
大根町	355,682	23.7	327,378	23.0	8.6	570,431	38.0	618,028	43.5	7.7
北根町	548,486	25.9	515,780	26.3	6.3	689,447	32.5	768,997	39.3	△10.3
成田町	468,990	21.0	437,950	18.2	7.1	750,353	33.7	1,217,622	50.5	△38.4
根岸町	789,543	31.7	732,583	37.7	7.8	745,574	29.9	313,629	16.1	137.7
鶴ヶ島町	417,598	24.1	391,845	26.0	6.6	326,929	18.9	287,145	19.1	13.9
真鶴町	1,518,800	25.1	1,430,600	27.8	6.2	2,550,988	42.1	2,005,767	39.1	27.2
湯河原町	54,126	21.8	400,198	26.0		78,710	31.8	460,237	29.9	
箱根町	1,272,406	33.4	1,212,896	24.3	4.9	722,800	19.0	2,218,204	44.4	△67.4
相模原町	1,353,628	25.9	1,218,055	26.0	11.1	2,211,401	42.3	1,986,497	42.3	11.3
藤井町	298,098	15.6	279,926	25.0	6.5	1,255,399	65.7	524,757	47.0	139.2
相模湖町	623,575	20.9	553,312	22.1	12.7	1,378,345	46.1	1,120,533	44.8	23.0
相模野町	829,035	20.8	758,824	22.9	9.3	1,688,644	47.3	1,386,801	41.9	21.8
相模原町	433,368	19.7	402,914	24.1	7.6	865,504	39.3	485,840	29.1	78.1
相模野町	469,805	19.2	454,470	23.3	3.4	1,081,824	44.1	680,147	64.9	59.1
村計	14,122,685	25.5	13,452,682	25.8	5.0	20,102,333	36.3	19,959,685	68.3	0.7
県(除指定都市)計	123,626,970	25.1	113,404,242	25.1	9.0	154,914,033	37.5	145,137,037	32.1	6.7
県計	301,443,817	22.6	277,052,244	22.8	8.8	424,772,762	31.8	395,397,242	32.6	7.4
神奈川県	424,252,953	48.3	388,991,647	48.6	9.1	162,134,008	18.0	147,388,577	18.2	10.0

〔解説〕

昭和56年度の県内自治体予算の特徴

国の予算が決まり、県内自治体での予算も議会審議が終った。県内自治体の今年度予算の特徴を国・県・市町村の関係を中心にスケッチしてみる。

まず一般会計の予算総額の伸率であるが、国の9.9%地方財政計画の7.0%に対して県内自治体では、県が9.8%指定都市11.0%市計7.2%町村計6.3%となっている。市と町村が低いがこれは秦野市、真鶴町で首長選挙があるので暫定予算を組んだためで、この2市町を除くと市計13.4%，町村計9.1%となる。したがって県内自治体は地方財政計画より強含みの予算編成を行ったとみることができる。

歳入の基礎となる地方税収入をみると、まず構成比が、地財計画では県38.3%，市町村17.9%であるが、神奈川では県61.2%，市町村51.8%であり、財政の自主性はかなり高いのが特徴である。また伸率も地財計画と比べていずれも高く見込んでおり、特に県の税収の伸びが高いのが目につく（地財計画11.4%）。同時に、起債（借金）収入も地財計画では△3.6%と制限されているためか、県内自治体では全体では増加を見込んでいるものの、川崎や町村などでは減らす予算を組んでおり、自治体ごとの差が大きい。

歳出では、目的別で構成比の高い民生費・土木費・教育費をみてみよう。民生費は性格上、市のウエイトが高いが、伸率は国の予算（社会保障費の伸率7.6%）より低い6.9%となっている。しかしこれは暫定予算を組んでいる市町があることを考慮すれば、ほぼ国並みであろう。土木費は国が公共事業費を伸率ゼロに圧えたのに反して、かなり増加が目立つ。教育費の構成比が他の府県と比べて高いのも神奈川の特徴で、人口急増の影響をいまだにうけていることになる。県は高校、市町

村は小中学校の建設に追われているが、数年前と比べるとやや落着きがみられる。

次に性質別の歳出のうち人件費と普通建設事業費を見よう。人件費は構成比でみると前年より下ってきて圧縮傾向にあるが、県では教員と警察官の給与のウエイトが年々高くなってきており、伸率はいずれも予算総額の伸びを下まわっている。普通建設事業費は、地財計画の伸率3.8%に対してかなり積極的な伸びがみられる。國の方針である公共投資の伸率ゼロをうけて、補助事業はマイナスになっている。その反面、自治体単独事業が大きく増え基盤整備をすすめようとする意欲があらわれている。

ともあれ市町村と県とをあわせて、一般会計で2兆2,000億円をこえ、特別・企業などの会計をすべて合せると3兆5,680億円にのぼる予算が編成されたわけである。この執行にあたって県民の監視と関心をもち続ける必要があるといえる。

編集後記



□ 2月号に続いて3月号も発刊が遅れて申しわけございません。原稿は早くから届いていたのにと投稿者である佐藤君には平あやまり。予算概要をまとめると手間どりました。

□ 臨時行政調査会が発足、自治労本部の丸山委員長が委員に就任。行政改革はいまや百家争鳴。アメリカの行革は結果的に庶民を犠牲にしたようだ（佐藤論文）。日本も気をつけなくちゃ。

（上林）

1981年3月25日発行

自治研かながわ月報 第40号（1981年3月号）

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒231 横浜市中区木町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

自治研かながわ月報第四〇号一九八一年（昭和五六年）三月二十五日発行（毎月二十五日発行）定価一部二〇〇円 発行人／清水嘉治・新田俊三・横山桂次
編集人／上林得郎 発行所／神奈川県地方自治研究センター 横浜市中区本町一ノ七 東ビル五階〇四五（二〇一）一二二一 印刷所／有限会社 横浜プリント

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月400円の半年分または1年分をそえてお申しきみください。
3. 詳細は自治研センター事務局☎045(201)1211、または自治労県本部☎045(681)7821へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。